## 1 この明細書の用途等

(1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳 について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。

(2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等 を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。

欄	記 載 の し か た	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 各欄共通	収入金額課税事業とその他の事業とをあわせて行う法人にあ	
	っては収入金額課税事業分を含めないで記載します。	
	この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を	
	添付してください。	
3 「支払利子」及び「受取利子」	区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類
の各欄		を作成している場合には、
		「計①」及び「計②」の欄
		に金額を記入のうえ、各欄
		の記載に代えて当該書類を
		別紙として明細書に添付す
		ることとして差し支えあり
		ることとして差し文えめりません。
4 [ 〒八)	次に掲げる利子の区分ごとに、それぞれ記載します。	エセル。
4 「区分」	(1) 支払利子	
	<ul><li>(1) 借入金の利子</li><li>(1) 制造 m 利子</li></ul>	
	<ul><li>(p) 社債の利子</li></ul>	
	(小) 手形割引料	
	(ニ) 利子税及び延滞金(納期限の延長の場合に限ります。)	
	(ホ) その他	
	(2) 受取利子	
	(イ) 貸付金の利子	
	(ロ) 預貯金の利子	
	(ハ) 公社債の利子	
	(二) 手形割引料	
	(ホ) 還付加算金	
	(ヘ) その他	
5「借入先」及び「貸付先」	相手先が特定できない場合には、空欄として差し支えありま	
	せん。	
6 「期中の支払利子額」	法第72条の16第1項に規定する支払利子の額(当該事業年度	各区分ごとに、一の借入
	において支払う負債の利子で、法人税の所得又は連結所得の計	先に対する期中の支払利子
	算上損金の額に算入されるものの額(棚卸資産等に係るものに	額が100万円未満のものに
	ついては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業	ついては、一括記載して差
	年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金	し支えありません。
	の額に算入されるべきもの))を記載します。	
7「借入金等の期末現在高」及び		
「貸付金等の期末現在高」	算による中間申告)の規定による申告にあっては当該事業年度	
	開始の日から6月を経過した日の前日)現在の金額をそれぞれ	
	記載します。	
8 「期中の受取利子額」	法第72条の16第1項に規定する受取利子の額(当該事業年度)	各区分ごとに、一の貸付
0 朔千沙文城村1 頃」	において支払を受ける利子で、法人税の所得又は連結所得の計	
	算上益金の額に算入されるものの額)を記載します。	加に対する場中の支取利了 額が100万円未満のものに
	昇工 <u>位</u> 金の領に昇八さ41000000000000000000000000000000000000	
		ついては、一括記載して差
		し支えありません。
9 「純支払利子の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額(当該金額が	
	零を下回る場合には、法72条の19の規定の適用を受ける法人(特	
	定内国法人)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを	
	あわせて行う法人にあっては負数、その他の法人にあっては零)	
	を記載します。	
10「備考」	(1) 外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容につ	
	いて記載します。	

(2) 「区分」の欄に「その他」と記載した場合には、その主な
内容を記載します。
(3) 一括記載したものがある場合には、その件数等を記載しま
-t_